

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市生野区田島五丁目八一番地、最後の住所大阪府生野区田島五丁目一番地、被相続人 亡 小野 恵江

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年五月十一日

大阪府北区西天満四丁目八番二号 北ビル
本館四階 太陽法律事務所
相続財産清算人 弁護士 八城 武夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県三木市吉川町新田八〇一番地、最後の住所兵庫県三木市吉川町新田八〇一番地の一 被相続人 亡 岸本 良一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年五月十一日

兵庫県神戸市中央区海岸通三番地シブ神戸海岸ビル九階 しきしま法律事務所
相続財産清算人 弁護士 伊藤 彌

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県加古川市平岡町高畑二八一番地、最後の住所兵庫県加古川市平岡町高畑二八一番地の一四 被相続人 亡 服部 裕治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年五月十一日

兵庫県姫路市佃町一九番地 姫路こはる法律事務所
相続財産清算人 弁護士 石塚 順平

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県下松市大字東豊井一四六〇番地三、最後の住所本籍に同じ 被相続人 亡 奥原 正子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年五月十一日

山口県周南市児玉町二五一一 三星児玉ハイツード 弁護士法人広島メープル法律事務所周南事務所
相続財産清算人 弁護士 吉村 友和

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県松山市宮西三丁目三番、最後の住所愛媛県松山市宮西三丁目三番一九号 被相続人 亡 山本 英一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年五月十一日

愛媛県松山市歩行町二丁目八番地三歩行町ビル四階 かまち法律事務所
相続財産清算人 弁護士 淡川佐保子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県福岡市中央区大字春吉三五四番地、最後の住所佐賀県多久市東多久町大字別府五二二番地二けいこう園 被相続人 亡 日下部良一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年五月十一日

福岡県福岡市南区弥永団地一五番一〇六号 相続財産清算人 司法書士 永田 和彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮崎県児湯郡新富町大字新田八一九〇番地、最後の住所宮崎県宮崎市大字島之内一〇五九八番地二 被相続人 亡 丸山 定

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年五月十一日

宮崎県宮崎市宮田町二番一五号 相続財産清算人 司法書士 小松加奈子
相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県鹿児島市春日町二番地四、最後の住所鹿児島市春日町二番一〇号 被相続人 亡 村田 芳門

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年五月十一日

鹿児島市中町一〇番二号 加治屋ビル二階 司法書士事務所みらいず
相続財産清算人 司法書士 宇都 明子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県鹿児島市郡元二丁目六番地二四、最後の住所鹿児島市日之出町四七番一 被相続人 亡 塩満 幸一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年五月十一日

鹿児島市易居町二一〇 宮里ビル二階鹿児島ファースト法律事務所
相続財産清算人 弁護士 牛ノ濱健作

不在者財産管理人による供託公告
家事事件手続法第百四十六條の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

不在者 アールカシベ・チェリル
住所 不明
生年月日 一九七〇年六月二十四日

二 供託所 福島地方方法務局いわき支局
三 供託番号 令和八年度金第一八号
四 供託金額 一、六六九、〇五八円

第6期決算公告

令和8年4月9日

山形県山形市荒橋町一丁目1番13号

マースシフト株式会社

代表取締役社長 西内宗一郎

貸借対照表の要旨

(令和8年1月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	225,364	流動負債	594,787
固定資産	954,018	固定負債	(2,920)
繰延資産	1,624	資本	508,658
		剰余金	77,562
		本剰余金	68,000
		準備金	67,000
		利益剰余金	67,000
		その他利益剰余金	△57,437
		うち当期純利益	△57,437
			(27,738)
資産合計	1,181,007	負債・純資産合計	1,181,007

五 裁判所 福島家庭裁判所いわき支部
六 事件名 不在者財産管理人選任申立事件
七 事件番号 令和八年五月十一日 (家) 第七〇九二号
令和八年五月十一日
福島県いわき市平作町一丁目九番三号村山ビル四一A号室 磐城総合法律事務所
不在者財産管理人 弁護士 金田 康裕

不在者財産管理人による供託公告
家事事件手続法第百四十六條の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

不在者 金 風 祚
住所 不明
生年月日 不明

二 供託所 津地方法務局
三 供託番号 令和八年度金第二十一号
四 供託金額 三、七四、九〇九円

五 裁判所 津家庭裁判所伊賀支部
六 事件名 不在者財産管理人選任申立事件
七 事件番号 令和五年 (家) 第八〇号
令和八年五月十一日

三重県津市栄町二丁目四六六番地
不在者財産管理人 弁護士 楠井 嘉行